

## 市民病院あり方特別委員会の設置に関する決議（案）

### 1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、7名以内の委員からなる市民病院あり方特別委員会を設置する。

### 2 調査事項

市民病院の広域的な連携・再編統合に関する諸問題について調査研究する。

### 3 調査期限

市民病院あり方特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査検討を行うことができる。

以上、決議する。

令和2年10月26日

兵庫県三田市議会